

第5節 計画の対象

(1) 文化財の区分

文化財保護法第2条で定義されている文化財には、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」があり、このほかに、埋蔵文化財、文化財の保存技術についても保護の対象としている。これらのうち重要なものを国が指定等し、大分県でも大分県文化財保護条例に基づき指定を行い、重点的に保護措置を図っている。

本市でも、津久見市文化財保護条例（昭和51年（1976）3月29日制定）を定め、文化財保護法や大分県文化財保護条例の規定による指定等を受けた文化財以外の文化財で、本市の区域内に存するもののうち、重要なものについては指定を行い、その保存及び活用のための措置を講じている（国・県・市により指定等された文化財を、以下「指定等文化財」という。）。

以下、市内の文化財の特色を文化財の体系別に、また文化財の類型について、大分県文化財保存活用大綱を参考に説明する。

(2) 文化財の類型

①有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料等の有形の文化的所産である。有形文化財は、建造物と、それ以外の全ての有形文化財を包括する美術工芸品、石造物に大別される。

ア) 建造物

建造物には、木造・鉄筋コンクリート造り・レンガ造りの建物や塀・門等の建築物、その他橋やダム等の土木構造物が含まれる。

イ) 美術工芸品

美術工芸品は、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料に分類される。

ウ) 石造物

石造物は、石を材料として作られたものや、自然に彫刻等を施したもので、石仏・石塔（供養塔）・鳥居等がある。また、石塔の種類は、宝篋印塔・石幢（六地藏塔）・五輪塔・磨崖塔・記念碑等がある。

②無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産である。これは、人間の「わざ」そのものであり、「わざ」を身に付けた個人、または複数の個人からなる集団を対象としている。

③民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件である。文化財の中で唯一有形と無形を併せ持つもので、幅広い文化財が民俗文化財となり得る。

ア) 有形の民俗文化財

形態・製作技法・用法等において、日本の基盤的な生活文化の特色を示す有形の文化財を有形の民俗文化財という。

イ) 無形の民俗文化財

日本の基盤的な生活文化の特色を示す無形の文化財を無形の民俗文化財という。無形の民俗文化財は、風俗慣習（正月行事・盆行事等）、民俗芸能（神楽・獅子舞・盆踊り等）、民俗技術に大別される。その他、口承文芸として説話・伝説等がある。

④記念物

わが国の国土の成り立ちと特徴を「遺跡」、「名勝地」、「動物、植物、地質鉱物」の観点から捉えたものである。

ア) 遺跡

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅跡等である。

イ) 名勝地

庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地である。

ウ) 動物、植物、地質鉱物

生息地、繁殖地及び渡来地を含む動物、自生地を含む植物、特異な自然の現象の生じている土地を含む地質鉱物である。

⑤文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地である。

⑥伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的な風致（伝統的建造物や伝統的祭礼行事等、地域の歴史や伝統行事を残しながら形成された環境）を形成している伝統的な建造物群である。

⑦埋蔵文化財

①～⑥の種別とは異なり、土地に埋蔵されている文化財を指す。

⑧文化財の保存技術

①～⑥の種別とは異なり、文化財の保存に必要な材料や用具の生産製作、修理・修復の技術等である。

⑨由緒地

寺院や神社、堂宇・小祠等には、建物や美術工芸品、民俗文化財、記念物等が一体となって集まっており、地域で大切にされてきた場所を対象とする。

（３）地域計画における文化財の定義

本市民が、本市の歴史・文化・自然を表すものとしてイメージするものは、法律上で示される「文化財」だけではなく、地形、場所、方言、地名等多岐にわたる。

それらは市民にとって身近なものとして暮らしの中に根付いた「津久見らしさ」である。この「津久見らしさ」は、本市の長い歴史・文化・自然そのものの総体としてできたもので、地域が守り継いできた歴史や文化の証として常に私たちの身の周りにあり、地域的・文化的特性をアピールできる魅力として大切な役割を果たしてきた。

こうしたことから、地域計画では（２）文化財の類型①～⑧で挙げた法律上の「文化財」に加えて、⑨で挙げた由緒地をはじめとする本市に残る豊かな自然、ふるさとの歴史と伝統により育まれた「津久見らしさ」を表す多様な「もの」、「こと」等全ての文化財を「地域資源」として位置付け、調査・保存に努め、併せて教育や観光といった様々な分野での活用を図ることによって、後世に伝えていくことを目指す。

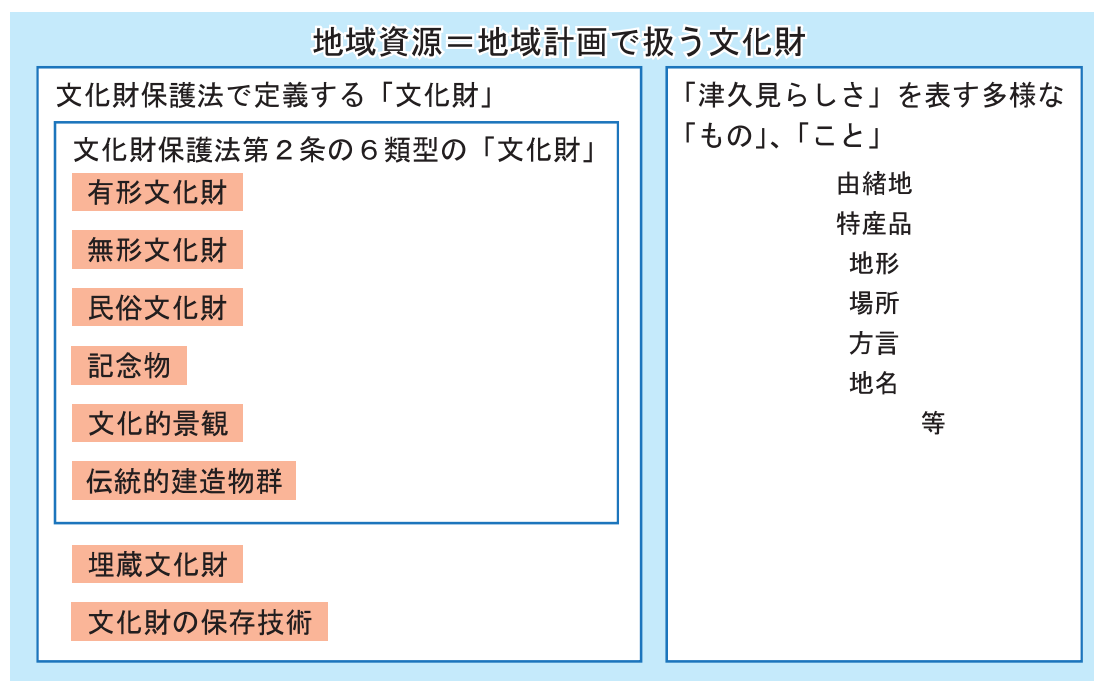


図3 地域計画の対象

(4) 地域の区分

明治21年(1888)に政府は「市制」、「町村制」を公布した。翌22年(1889)施行に伴い、北海部郡が町村有租地・人口・戸数・資力および沿革の調査を実施した結果、津久見の村々は下浦・青江・津組・日代・四保戸村の五か村に編成された。

その後、明治25年(1892)に四保戸村が四浦と保戸島に分離し、大正10年(1921)の町村制施行により津組村は津久見町となった。昭和3年(1928)に青江村が町制施行し青江町になり、昭和8年(1933)に津久見町・青江町・下浦村が合併し、新しい津久見町となった。そして、昭和26年(1951)に、この新しい津久見町と日代村・四浦村・保戸島村が合併し、津久見市となり現在に至る。

このように本市は合併を重ねてきたが、明治25年(1892)時点での旧6町村で今も異なる地域の特性を持つ。

そこで、地域計画では、津久見町・青江村・下浦村・日代村・四浦村・保戸島村の旧6町村に大分類(以下「地域」という。)し、それぞれの地域に所属する現在の管轄区域ごとに分類(以下「地区」という。)した。

詳細は、表1「津久見市の地域・地区と管轄区域」に示すとおりである。

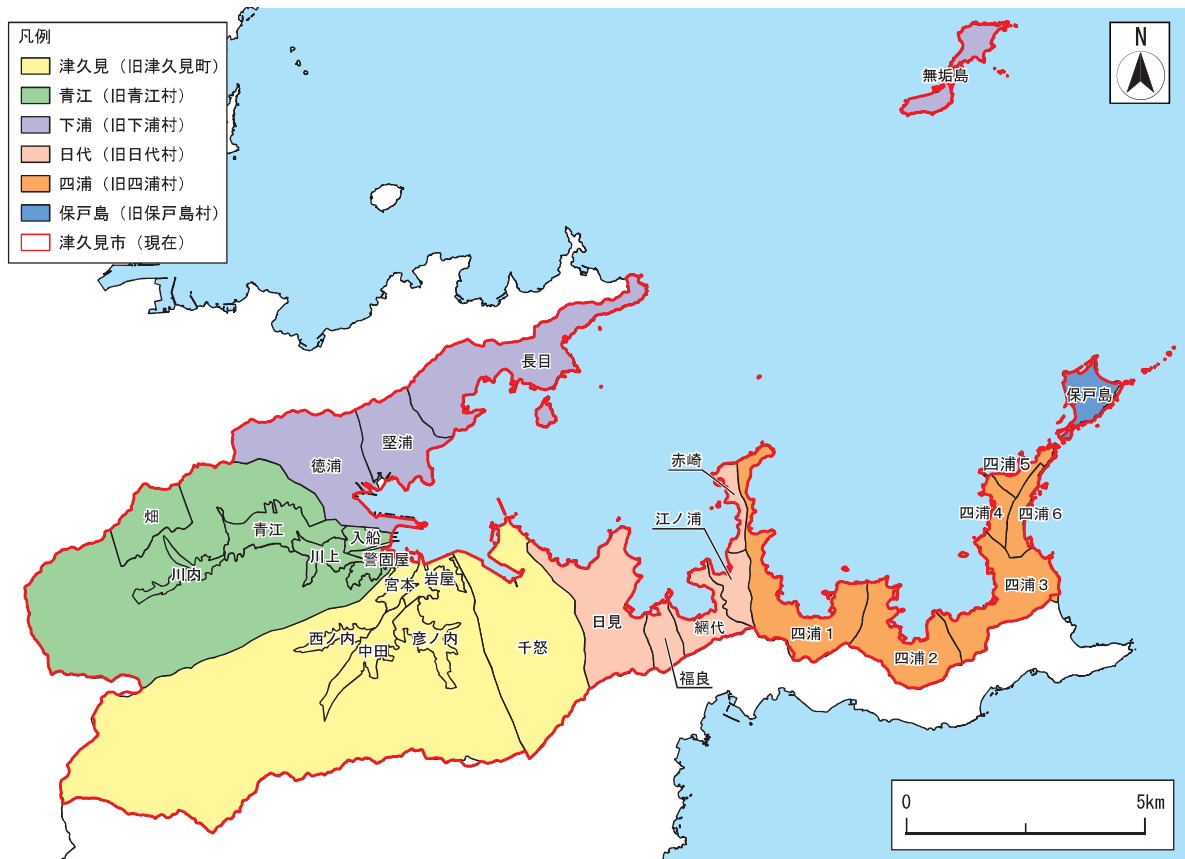


図4 津久見市の地域・地区区分図

出典：国土数値情報のデータを加工して作成

表1 津久見市の地域・地区と管轄区域

地域	地区	管轄区域
津久見 (旧津久見町)	ちぬ 千怒	千怒
	いわや 岩屋	津久見浦・高洲町・岩屋町・大友町・宮本町と中田町の一部
	みやもと 宮本	中央町・宮本町・上宮本町
	ひこのうち 彦ノ内	彦ノ内・文京町
	なかだ 中田	中田・中田町・立花町の一部
	にしのうち 西ノ内	西ノ内・立花町
	やと 八戸	八戸 [※]
青江 (旧青江村)	けごや 警固屋	港町・セメント町・元町・井無田町・新町 [※]
	いりふね 入船	入船東町・入船西町
	かわかみ 川上	志手町・地蔵町・小園町・新町 [※] ・中町・岡町・門前町
	あおえ 青江	青江
	かわち 川内	川内
	はた 畑	畑・岩屋口
下浦 (旧下浦村)	とくうら 徳浦	徳浦本町・合ノ元町・徳浦宮町
	かたうら 堅浦	堅浦
	ながめ 長目	長目
	むくしま 無垢島	無垢島
日代 (旧日代村)	ひみ 日見	日見
	ふくら 福良	福良
	あじろ 網代	網代
	えのうら 江ノ浦	江ノ浦
	あかさき 赤崎	赤崎
四浦 (旧四浦村)	四浦1	鳩浦・荒代
	四浦2	刀自ヶ浦・久保泊・深良津
	四浦3	落ノ浦・田ノ浦・摺木
	四浦4	松ヶ浦・狩床
	四浦5	大元・西泊・間元
	四浦6	高浜
保戸島 (旧保戸島村)	保戸島1	第1・第2・第3
	保戸島2	第4・第5・第6・第7
	保戸島3	第8・第9・第10

※八戸は令和4年(2022)12月22日に廃村となったが、本文中に記載があるため挙げた

※新町は警固屋地区と川上地区に重複する町名